

令和5年

10月号

OCTOBER

協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

第三者の行為によるケガで 健康保険を使うときは届け出が必要です

交通事故等の第三者の行為によりケガをしたときは、仕事中や通勤途中以外であれば健康保険を使って治療できますが、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者行為による傷病届が必要なケース

相手方がいる
交通事故



他人が飼っている
動物に咬まれた



他人からの暴力



ポイント

交通事故等の第三者の行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担すべきもので、協会けんぽがいったん立て替えて支払うこととなります。

そのため、協会けんぽが後日、加害者(または加害者が加入している損害保険会社)に対して立て替えた費用を請求するために、「**第三者行為による傷病届**」等が必要となります。



示談は慎重に!

示談の内容によっては、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や保険給付を受けることができなくなる場合があります。示談をするときは、事前に協会けんぽへご連絡をお願いします。

健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判断された方は、医療機関を受診しましょう

高血圧症や糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患や脳卒中等を発症する危険度が高くなります。

高血圧、高血糖、脂質異常を放置するとどうなる？

高血圧

収縮期血圧	160mmHg以上
拡張期血圧	100mmHg以上



正常値の方と比べて、**約5.2倍** 脳卒中のリスクが高まります。

高血糖

空腹時血糖	126mg/dl以上
HbA1c(NGSP値)	6.5%以上



糖尿病によって**網膜症、腎症、神経障害**を引き起こし、**人工透析**が必要になることがあります。

脂質異常

LDLコレステロール値	180mg/dl以上
-------------	------------



100mg/dl未満の方と比べて**約3~4倍**、**心筋梗塞**等になりやすくなります。

参考:厚生労働省 健康局
「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」

健診結果が「要治療」「要精密検査」の場合、自分の身体の状態を見直す大きなターニングポイントです。

早期に受診することで、重大な病気のリスクを下げられます。いつまでも元気に生活していくためにも、放置せずに医療機関を受診しましょう。

特定保健指導を利用しましょう！

健診の結果、腹囲(肥満)に加え、血圧・血糖・脂質リスクと喫煙歴によってご案内します。「動機づけ支援」と「積極的支援」の2種類があり、保健師・管理栄養士等健康づくりのプロが皆さまの取組をサポートしますので、是非ご利用ください。

特定保健指導

動機付け支援

健康づくりを実行にうつす「きっかけづくり」をサポート

積極的支援

健康づくりを「続けていける」ようサポート



3か月以上経過後

目標を達成できたか確認

血液検査も無料で受けられます！



 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
087-811-0570 (自動音声にてご案内しております)

香川支部
ホームページ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

